

添付法令資料 4 :

公開会社の吸収合併又は新設合併に関する 2016 年 12 月 23 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.74/POJK.04/2016 (目次)
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 吸収合併又は新設合併の手続
 - 第 1 節 吸収合併又は新設合併の計画 (第 3 条ないし第 7 条)
 - 第 2 節 社会に対する情報開示 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 3 節 従業員に対する情報開示 (第 10 条)
 - 第 4 節 吸収合併届出又は新設合併届出の提出 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 5 節 情報の変更及び／又は追加に係る要請 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 6 節 吸収合併届出又は新設合併届出の効果 (第 16 条)
- 第 3 章 吸収合併又は新設合併の枠組みにおける株主総会の開催 (第 17 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 吸収合併又は新設合併の実施報告 (第 22 条)
- 第 5 章 雑則 (第 23 条ないし第 25 条)
- 第 6 章 制裁規定 (第 26 条ないし第 28 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 29 条)
- 第 8 章 終則 (第 30 条及び第 31 条)